

提出書類の審査票の書式

法第7条第1項<一般廃棄物処理業許可申請>に係る提出書類チェック表

番号	書 類	備 考 1	備 考 2
1	<共通>一般廃棄物処理業許可申請書		
2	<個人>戸籍抄本		
	<法人>定款及び登記簿謄本		
3	<共通>申請者履歴書		
	申請者、法人の役員、法定代理人、本店、支店の代表者及び契約権をもつ使用人の名簿		
4	<共通>申告書		
5	<共通>車両の明細		
	車両の写真		
	車検証の写し		
	車庫、保管場所の構造仕様書		
	見取り図		
6	<共通>事業計画書		
	排出事業所一覧(事業所名ない場合は不許可とする)		
7	<参考>他市町村一般廃棄物許可証写し		
	産業廃棄物許可証の写し		

積替え、保管をする場合のみ

法第7条第5項<一般廃棄物処理業(収集運搬業)>に係るチェック項目

項 目	適否	
(1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 事業所系の一般廃棄物については、市による収集又は運搬の対象としていない。	適・否	
(2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 排出事業所一覧表により判断する。	適・否	
(3) <u>その用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令に定める基準に適合するものであること。</u>	施行規則第2条の2 (1)施設に係る基準 イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。 事業の用に供する車両の明細、写真及び車検証の写しにより判断する。	適・否
	施行規則第2条の2 (1)施設に係る基準 ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 事業の用に供する施設、車庫、保管場所の構造仕様書並びに付近の見取り図、清掃器具一覧表により判断する。	積替え保管をする場合のみ 要・不要
	施行規則第2条の2 (2)申請者の能力に係る基準 イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 履歴書により判断する。	適・否
法第7条第5項第4号 イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 申告書により判断する。	適・否	
法第7条第5項第4号 ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者 申告書により判断する。	適・否	

<p>法第7条第5項第4号</p> <p>二 この法律、浄化槽法<u>その他生活環境の保全を目的とする政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</u>  申告書により判断する。</p>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	適・否
	浄化槽法	適・否
	施行令第4条の6 (1)大気汚染防止法	適・否
	施行令第4条の6 (2)騒音規制法	適・否
	施行令第4条の6 (3)海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	適・否
	施行令第4条の6 (4)水質汚濁防止法	適・否
	施行令第4条の6 (5)悪臭防止法	適・否
	施行令第4条の6 (6)振動規制法	適・否
	施行令第4条の6 (7)特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律	適・否
	施行令第4条の6 (8)ダイオキシン類対策特別措置法	適・否
	施行令第4条の6 (9)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	適・否
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	適・否
	刑法第204条 (傷害)	適・否
	刑法第206条 (現場助勢)	適・否
	刑法第208条 (暴行)	適・否
刑法第208条の2 (危険運転致死傷)	適・否	
刑法第222条 (脅迫)	適・否	
刑法第247条 (背任)	適・否	
暴力行為等処罰ニ関スル法律	適・否	

<p>法第7条第5項第4号</p> <p>ホ 法第7条の4第1項若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項若しくは第2項(第14条の6読み替え準用を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(法人である場合は当該法人の役員だった者を含み、当該取消しの日から5年を経過しないもの。)</p> <p>申告書により判断する。</p>	<p>適・否</p>
<p>法第7条第5項第4号</p> <p>ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6読み替え準用含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項読み替え準用を含む。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p> <p>申告書により判断する。</p>	<p>適・否</p>
<p>法第7条第5項第4号</p> <p>ト へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p> <p>申告書により判断する。</p>	<p>適・否</p>
<p>法第7条第5項第4号</p> <p>チ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>過去の実績により判断する。申請者からの提出資料は無いので、清掃センター等に問い合わせ、問題がなければ可。</p>	<p>適・否</p>
<p>法第7条第5項第4号</p> <p>リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該当するもの</p> <p>申告書により判断する。</p>	<p>有・無</p> <p>適・否</p>
<p>法第7条第5項第4号</p> <p>役員</p> <p>申告書により判断する。</p>	<p>適・否</p>

<p>法第7条第5項第4号 又 法人でその役員 又は政令（<u>施行令 第4条の7</u>）で定 める使用人のうち にイからチまでの いずれかに該当す る者のあるもの</p>	<p>施行令第4条の7 (1) 使用人で、本店又は支店の代表者（商人以外の者 にあっては、主たる事務所又は従たる事務所の代表 者） 申告書により判断する。</p>	有・無
	<p>施行令第4条の7 (2) 使用人で、継続的に業務を行うことができる施設 を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処 分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有 する者を置くもの 申告書により判断する。</p>	適・否
<p>法第7条第5項第4号 ル 個人で政令で定 める使用人のうち にイからチまでの いずれかに該当す る者のあるもの</p>	<p>施行令第4条の7 (1) 使用人で、本店又は支店の代表者（商人以外の者に あっては、主たる事務所又は従たる事務所の代表 者） 申告書により判断する。</p>	有・無
	<p>施行令第4条の7 (2) 使用人で、継続的に業務を行うことができる施設 を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処 分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を 有する者を置くもの 申告書により判断する。</p>	適・否